

令和8年度 事業計画書

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会

目 次

ページ

令和8年度に向けた基本的考え	・ ・ ・ ・ ・	1
主な取組	・ ・ ・ ・ ・	2
1 社会福祉事業		
1 地域福祉推進事業		
(1)法人運営事業	・ ・ ・ ・ ・	5
(2)広報事業	・ ・ ・ ・ ・	6
(3)調査・研究・企画事業	・ ・ ・ ・ ・	6
(4)普及啓発事業	・ ・ ・ ・ ・	7
(5)小地域福祉活動推進事業	・ ・ ・ ・ ・	7
(6)車いす貸出事業	・ ・ ・ ・ ・	7
(7)地域福祉助成事業	・ ・ ・ ・ ・	7
(8)ボランティア活動推進事業	・ ・ ・ ・ ・	7
(9)福祉教育推進事業	・ ・ ・ ・ ・	8
(10)災害ボランティアセンター事業	・ ・ ・ ・ ・	8
(11)地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業含む)	・ ・ ・ ・ ・	9
(12)あんしん未来支援事業	・ ・ ・ ・ ・	9
(13)ささえあいサービス事業	・ ・ ・ ・ ・	10
(14)ファミリーサポートセンター事業	・ ・ ・ ・ ・	10
(15)高齢者等入居支援事業	・ ・ ・ ・ ・	11
(16)福祉相談	・ ・ ・ ・ ・	11
(17)ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業	・ ・ ・ ・ ・	11
(18)生活福祉資金貸付事業	・ ・ ・ ・ ・	11
(19)応急援護事業	・ ・ ・ ・ ・	12
(20)生活支援体制整備事業	・ ・ ・ ・ ・	12
(21)子ども支援活動費助成事業	・ ・ ・ ・ ・	12
(22)地域支え合いの仕組みづくり事業	・ ・ ・ ・ ・	12
(23)食を通じた見守り支援事業	・ ・ ・ ・ ・	13
(24)歳末たすけあい運動事業	・ ・ ・ ・ ・	13
(25)杉並区受験生チャレンジ支援貸付事業	・ ・ ・ ・ ・	14
(26)その他の事業	・ ・ ・ ・ ・	14
2 公益事業		
1 介護保険事業		
(1)地域包括支援センター(ケア24)及び介護予防支援事業	・ ・ ・ ・ ・	15
2 要介護認定調査事業	・ ・ ・ ・ ・	15
3 訪問育児サポーター事業	・ ・ ・ ・ ・	16
4 私立保育所施設整備資金貸付事業	・ ・ ・ ・ ・	16
5 生活困窮者等自立支援事業	・ ・ ・ ・ ・	16
3 収益事業		
1 自動販売機設置事業	・ ・ ・ ・ ・	18

令和8年度に向けた基本的考え

令和8年度は、3年目となる「杉並社協地域福祉活動計画」の着実な推進を図りながら、これまで積み重ねてきた地域づくりの実践を具体的な成果へと結びつけていく年度と位置づけます。とくに国における身寄りのない高齢者等の孤独・孤立対策の法制化の内容を注視しながら、権利擁護の視点をすべての事業の基盤に据え、判断能力の低下や社会的孤立等により支援が届きにくい方々の権利が確実に守られるサービス展開を強化します。あわせて、関係機関との連携を一層深め、早期発見・早期支援につながる地域の見守り体制の充実を図っていきます。

8年度から、地域福祉コーディネーターが1名増員されることとなります。地域の暮らしは地域に住む人同士が支え合い、ともに創り上げるという認識をさらに浸透させ、小地域における話し合いの場や居場所の充実を通じて、人と人とがつながる住民主体の取組を積極的に後押しします。子どもをはじめ、ひきこもり状態にある方や生きづらさを抱える方など、あらゆる世代において「ひとりとして孤立させない地域づくり」を私たちの使命に掲げ、居場所づくりや社会参加の機会の拡充、アウトリーチの強化を通じて、誰もが社会とのつながりを実感できる事業を展開していきます。とくに、子どもに対しては、子育て世帯に絵本を活用して社会で応援する仕組みを開始します。

そして、頻発化・激甚化する自然災害に備え、平時から福祉的視点を徹底し、要配慮者支援を含めた具体的な連携体制の整備を進めます。災害ボランティアセンターについては、立ち上げ・運営体制の実効性を高めるとともに、被災者一人ひとりの尊厳を大切にし、生活再建に寄り添う支援を調整できる体制へと強化していきます。

また、3年目となる中期経営計画に掲げた取組を進めるため、令和8年度予算においては、広報活動の充実、人財育成の強化を目指すなかで、区民ニーズを把握し、寄附金や基金を柔軟に活用した取組の活性化に努めるとともに自由度の高い自主財源のさらなる確保に取り組みます。

主な取組

1 各地域の強みを活かした地域福祉の推進

＜地域支援課＞

令和8年度からは、地域ごとに支え合いの仕組みづくりを推進する地域福祉コーディネーターを、これまでの3地域（西荻窪、荻窪、高円寺圏域）に加え、新たに阿佐谷圏域に1名配置します。担当地域に重点的かつ継続的に関わる体制を強化することで、これまで接点の少なかった多様な組織・団体、活動者とも新たにつながりを築き、相談支援の充実、地域活動への参加促進、さらには住民主体の地域づくりの推進に取り組みます。

その推進にあたっては、地域における暮らしにくさや生きづらさといった実情に即したニーズを的確に捉えることが不可欠です。令和6年度から実施している区民の声アンケートでは、多世代に共通する課題として「居場所・集いの場の不足」が挙げられており、その解消に向けた取組を重点的に進めていきます。

また、各地域にはそれぞれ異なる社会資源や特性があり、その強みを活かした支援の展開が求められています。そこで、地域懇談会や出張相談会を実施し、住民の声を丁寧に聴き、対話を重ねながら、住民主体の取組を後押ししていきます。

2 高齢者等が安心して暮らしていくための支援の検討

＜生活支援課＞

杉並区内においても単身世帯が急増しており、頼れる身寄りのない単身高齢者への支援が大きな課題となっています。現在、国や東京都においても支援の指針や制度設計が進められており、こうした動向を注視していく必要があります。

本会では、身寄りのない高齢者等が抱える「入院・入所時の身元保証」「葬儀・納骨・家財整理等の死後事務」「日常生活の金銭管理」などの課題に対応するため、杉並区とともに検討会を進めていきます。その中で、これまで実施してきた地域福祉権利擁護事業やあんしん未来支援事業のあり方を踏まえつつ、成年後見制度の利用支援を含めた権利擁護の観点から、関係機関との連携体制について協議を重ね、誰もが安心して暮らし続けることができる包括的なサポート体制の構築を目指します。

3 一人の孤立も取り残さないためのニーズ把握とつながりづくり

＜生活支援課＞

孤独・孤立の状態にあり、自ら支援を求めることが困難な、いわゆる「声なき声」を抱える方々へ確実に支援を届けるため、これまで以上に接点の持てる場を広げて能動的にアプローチを図ります。

具体的には、社協全体で取り組む区民センターまつり等における出張相談会を継続するとともに、くらしのサポートステーションを中心としたアウトリーチ型相談機能を強化し、地域へ積極的に出向く体制を充実させます。あわせて、多機関連携のもと、福祉課題が潜在化しやすい層へ直接働きかける機会を創出し、食糧支援や法律相談等の実務的支援を入口とした相談会を実施することで、相談につながるきっかけを広げていきます。

さらに、把握したニーズを適切な支援機関や地域の居場所等へ確実につなぐとともに、関係機関や地域住民との協働により、継続的な見守りと伴走支援を行う仕組みを整備し、誰一人として地域社会から孤立させない支援体制の確立を図ります。

4 災害ボランティアセンターの機能強化と体制整備

＜地域支援課＞

災害からの復旧・復興を進めるためには、多くのボランティアの力を結集し、被災者一人ひとりに寄り添った支援を迅速かつ的確に展開していくことが不可欠です。そのため、多人数のボランティアを受け入れることができる十分なスペースを確保するとともに、活動場所（被災地）へ円滑に出向くことができる地域拠点（サテライト）の整備が重要となります。ウェルファーム杉並における本部機能と連動し、効果的に運営できる新たな拠点施設等の確保・整備について、杉並区および関係機関と連携しながら具体的な検討を進め、実効性のある体制構築を図ります。

また、迅速な被災者対応と円滑なボランティアコーディネートを実現するためには、事務の効率化と情報管理の高度化が求められます。全国的に災害ボランティアセンターでの活用が広がっているデジタルツール（kintone：キントーン）を導入・活用し、受付・マッチング・進行管理等の業務を効率化することで、より機動的な支援体制を構築します。

さらに、災害支援アドバイザーの専門的助言を踏まえ、運営マニュアルを再整備します。平時からの備えを強化し、デジタル活用を含めた実践的かつ即応性の高い内容へと刷新することで、災害時に福祉的視点をもって被災者に寄り添う災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。

5 企業等との連携強化による社会貢献活動の促進

<経営管理課>

子どもの貧困や居場所支援、高齢者の孤独・孤立などの社会課題に的確に対応していくためには、地域住民のみならず、より多くの企業等の関心と参画を得て、地域福祉活動への参加や支援の輪を広げていくことが不可欠です。

一方で、企業等においても、社会貢献活動の一環として地域コミュニティを支援したいというニーズが高まっています。こうした双方の想いを結びつける中間支援機関として、杉並社協にはコーディネート機能の発揮が求められています。

今後は、他事業部との連携のもと、支援を必要とする地域福祉活動の具体的な内容や、その実績・成果について事例を交えながら分かりやすく発信し、企業等の社会貢献活動への関心と意欲を引き出します。そして、地域課題の解決につながる実効性のある協働を積極的に創出していきます。

また、子どもの豊かな育ちを地域全体で支える仕組みづくりの一環として、寄附を活用し、新たに子育て世帯に絵本を届ける取組を開始します。あわせて、寄附金等がどのように地域福祉活動に活かされ、どのような成果を生み出しているのかを SNS 等を通じて積極的に発信します。さらに、企業等への訪問を通じて社協の役割や地域の現状を丁寧に伝え、継続的かつ発展的な支援へとつなげていきます。

6 人材育成と組織力の強化

<経営管理課>

前述のとおり、地域福祉を取り巻く法制度の変化や社会課題の多様化に的確に対応し、支援につながりにくい方々へ着実にアプローチしていくためには、職員一人ひとりの意欲と能力、専門性の一層の向上が不可欠です。

今後、経験豊富な職員の退職が見込まれるなかにあっても、これまで培ってきた知識や実践力を組織として確実に継承し、発展させていく必要があります。そのため、令和7年度に整備したOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）マニュアルを効果的に活用し、日々の業務を通じた計画的かつ質の高い人材育成を推進します。

あわせて、外部からの評価や区民の声を真摯に受け止め、現場の課題を的確に捉え、自ら企画し行動できる職員の育成に取り組みます。対話と実践を重ねるなかで、地域に信頼され、変化を力に変えられる組織づくりを進めていきます。

1 社会福祉事業

事業名	事業内容
1 地域福祉推進事業 (1) 法人運営事業	1 法人運営会議 社会福祉法及び杉並区社会福祉協議会定款に基づき、公益性、透明性の高い法人運営を行う。 主に予算・事業計画、決算・事業報告など組織の重要案件について理事会、評議員会において協議、議決する。 (1) 理事会 業務執行に関する意思決定及び会長や他の理事の職務の執行を監督する役割を担う。 ○毎会計年度終了後3か月以内、改選後任期初日、10月、3月及び必要に応じて開催する。 (2) 評議員会 法人の運営に係る重要事項の議決を行い、理事の執行に対して監督する役割を担う。 ○毎会計年度終了後3か月以内、3月及び必要に応じて開催する。 (3) 評議員選任・解任委員会 理事会からの選任候補者の推薦及び解任の提案に基づき、評議員の選任及び解任を行う。 ○必要に応じて開催する。 (4) 監査 ○年1回、会計年度終了後3か月以内に開催する。 ○相互検査を11月に実施し、公正妥当な会計処理及び職員の勤怠管理処理がなされているかを確認する。 (5) 中期経営計画評価委員会 中期経営計画の取組について、客観的かつ専門的な立場から達成状況の評価を行う。 2 組織基盤の強化 「中期経営計画(令和6～9年度)」に掲げた取組を推進し、地域福祉の推進役として役割を果たしていくために、組織基盤の安定強化を図る。 (1) 資金管理計画の策定 杉並区社会福祉協議会資産管理方針に基づき、資金管理計画を策定し、安全かつ計画的な資産管理を行う。 ○令和8年度資金管理計画を策定する。 (2) 自主財源の拡充 福祉課題に柔軟に取り組むための財源を確保する。 ○介護支援専門員等資格取得のための奨励金や助成金の活用を検討する。 ○保有する資金を活用して、安全かつ有利な債権を購入し、増収につなげる。 ○企業等への訪問を実施し、直接、社協の役割や成果を説明したうえで寄附を募る。 (3) 人財の確保と育成 ○職員採用計画を策定し、保有資格や年齢構成等の適正化に取り組む。 ○人財育成方針に基づくSDS、OJT、off-JT等を活用し、区民や組織に貢献度の高い、有用な人財の育成と職員の力が発揮される職場づくりに取り組む。 ○職員提案制度等の実施により、課題解決に向けた職員の意欲や組織の活性化を図る。 (4) 会員の増強及び組織強化 ○社協全体で会員加入の促進に取り組めるよう、組織体制を整える。 ○新規会員の拡大のため、企業・団体会員への勧誘を強化する。 ○既存会員の継続促進及び納付手続きの簡便化したオンラインシステムの普及を図る。 (5) 地域公益活動ネットワークの推進 目標3-3、目標4-2 子ども、障害児・者、高齢者及び生活困窮者等の支援する社会福祉法人が継続的かつ自律的に地域公益活動を展開できるよう、「杉並区社会福祉法人地域公益活動連絡会」の事務局を担いながら、地域の課題解決に取り組む。 (6) 地域協議会の開催 必要に応じ、地域公益事業を行う社会福祉充実計画に関する意見聴取の場として地域協議会を設置・運営する(年1回、5月)。 (7) 業務改善・効率化と管理体制の確立 ○内部管理体制を見直し、業務改善や業務の効率化に取り組む。 ○外部委員で構成されている中期経営計画評価委員会における経営的な視点からの意見を踏まえ、業務効率化への取組を推進する。 ○職員の改善提案による業務改善を推進する。 ○勤怠給与管理の効率化を図るため業務の見直しを行い、新たなシステムの導入について検討及び試行する。 ○グループウェアの活用により文書決裁の拡大や情報管理体制を強化する。

事業名	事業内容
(1) 法人運営事業	(8)「杉並区社会福祉協議会中期経営計画」の推進 社内横断的な組織を設置し取組を推進するとともに、中期経営計画評価委員会からの助言等を得て、経営基盤の安定強化に取り組む。 3 部会及び支部の設置 地域の様々な福祉的課題を共有し、課題の解決に向けた取り組みを連携しながら活動していくために部会を組織し事業費等を助成する。 (1) 保育部会 (2) 民生・児童部会 (3) 杉並区社会福祉協議会支部
(2) 広報事業	寄附や募金の使途を可視化し、社協事業や地域福祉への活用を周知することで寄附の貢献度や社協の認知度の向上を図り、賛助会員や地域福祉活動への参加者を増強する。 対象者や内容により、広報ツールである電子媒体と紙媒体のすみ分けを行い、多世代に向けて効果的な広報・PRを行う。 1 「すぎなみ社協だより」の発行 社協事業に関わる住民の活動を写真で伝えるなど、社協に関心が薄い人が見ても共感・理解ができるような紙面づくりを行う。令和8年度の発行回数は3回とする。 ・92,000部(新聞折込)×3回(7月、11月、3月) ・7月発行分に社協会員振込用紙を印刷 2 杉並社協ガイドブックの配布 社協事業の内容や利用対象を具体的に紹介するガイドブックを相談機関等へ配布する。 3 杉並社協リーフレットの配布 社協事業を一覧にまとめたリーフレットをイベント等で配布する。 4 杉並社協ホームページの运营管理 見やすく情報が探しやすいホームページを運営し、多くの区民が社協事業を通じて活動参加につながるように情報発信を行う。 5 SNSによる情報発信 公式Facebook・Instagram・LINEの活用によって、社協の取組みを多世代に向けて発信する。 6 地域行事への出展 社協の周知PRのために地域区民センターの行事や地域の催事に積極的に出展する。 ・社協オリジナルの頒布品等を作成し、より効果的な普及活動を実施 ・すぎなみフェスタほか
(3) 調査・研究・企画事業	1 「第1次 杉並社協地域福祉活動計画(令和6年度～9年度)」(以下、活動計画という。)の推進 活動計画の理念や目標を実現するため取組を推進していく。 (1) 杉並社協地域福祉活動推進委員会の開催 活動計画の進捗状況の確認及び評価を行う。 ・開催数:年2回(5月期・11月期) (2) 活動計画の普及啓発 社協が関与している企画実施時や活動計画事業の関係団体、機関に向けて活動計画の進捗報告や意見収集を行う。 (3) 住民アンケートや各事業から課題やニーズを抽出し、その結果等を検討し活動計画に反映していく。 ○課題精査を、年2回(上半期・下半期)実施するとともに、取り組むべき事案の検討を行う。 ○関係団体、機関を対象としたアンケートや地域懇談会等を実施する。 2 「第2次 活動計画(令和10年度～14年度)」の策定準備 第2次活動計画策定に向けての検討に着手する。 (1) 策定委員会の設置 社内に検討委員会を設置し、地域課題の整理及び計画案の検討を行うとともに、第2次活動計画策定に向けて外部委員で構成する策定委員会を設置する。 (2) 地域懇談会の実施 日常生活圏域を想定し、地域性や地域課題に即したテーマにて、順次、実施する。 3 新たな自主事業の検討・試行実施 子どもの豊かな育ちを地域で支えるつながりづくりとして、地域福祉基金の活用を視野に、地域住民の声を反映させた絵本のプレゼントを軸に展開できるよう検討を加え、区内全域で展開することを目指し試行する。

事業名	事業内容
(4) 普及啓発事業	日常の福祉課題を発信し、広く区民の福祉の関心や参加意識を高める取組として、地域活動団体の協力も得ながら、講演会等のイベントを開催する。 1 福祉講演会の開催 孤独や孤立等の日常の福祉課題をテーマに講師を招き福祉講演会を開催する。 (目標 開催数1回(11月))
(5) 小地域福祉活動推進事業	住み慣れた地域で自分らしく安心した暮らしが続けられるよう、身近な日常生活圏域を単位として、地域住民が地域の福祉や生活の課題を把握し、地域住民同士がつながり支え合える関係づくりを、住民主体で取り組めるよう支援する。 1 きずなサロン支援事業 目標2-1 きずなサロン活動が小地域で支え合う関係性を築ける場となるよう支援する。 (1)きずなサロン活動支援 各きずなサロンの運営状況を把握し、地域での孤立防止や見守り・住民同士がつながり、支え合う関係づくりの場となるよう、定期的な訪問や情報提供、運営者との意見交換などを行う。 また、運営者や参加者が地域の困りごとに気づき、支え合う関係性が築ける場づくりに向けた働きかけを行う。 ○全体交流会・勉強会を開催(年1回)する。 ○地域別交流会を実施(年1回)する。 ○「きずなサロンのいろは」を、現状に応じた内容へ再構築する。 (2)きずなサロンの周知 目標2-1 ○社協SNSを活用し、各きずなサロンの活動の紹介(随時)をする。 ○きずなサロンリーフレットを活用し、関係各所へ配架するとともに、地域活動の場で周知を図る。 2 地域活動の支援 目標1-2 2-1 3-2 ○地域活動団体やきずなサロン、地域食堂(子ども食堂)の立上げや運営支援を行う。 ○杉並子ども食堂ネットワークの自立運営に向けた支援と、登録団体間の連携強化に向けた取り組みを行う。 ○社会貢献や寄付の意向のある企業・個人を、必要とする団体に適切につなぐ。 ○地域懇談会、地域ケア会議及び生活支援体制整備事業2層協議体に参画をする。 3 集いの場の拡充に向けた取り組み 目標2-1 ○居場所(担い手)講座の実施(井草地域にて3回連続講座) ○地域活動団体の課題や特徴を把握し、住民の参加の機会を広げる。 4 関係機関との連携強化 目標1-1 ○杉並区民生委員児童委員協議会、杉並区町会連合会、杉並区社会福祉法人連絡会などの出席により、地域課題の共有を行い、連携して解決に取り組む。
(6) 車いす貸出事業	困ったときに家の近くで借りられるように、地域と協力して貸出事業を行う。 1 短期の車いす貸出及び貸出拠点の維持・管理 既存拠点での車いすの管理及び必要に応じた交換、メンテナンス、老朽化した車いすの廃棄を行う。(目標 保管拠点数170箇所、貸出件数2,400件) ○老朽化した車いすをノーパンクタイヤ車いすに順次交換する(20台)。 ○社内保管車いすのメンテナンスを実施する(年2回)。 ○民生委員・児童委員の一斉改選を契機に、貸出実績に応じた車いす貸出拠点数等の見直しを図っていく。 2 車いす貸出事業を介したニーズ把握 目標1-2 ○貸出を通じて把握した相談を必要な相談支援機関につなげる。
(7) 地域福祉助成事業	「地域で人と人とのつながりをつくる」活動を応援するため助成事業を行う。 1 地域福祉活動費助成事業の実施 目標4-2 区内における地域活動のうち新規活動の立ち上げ、先駆的活動に対するチャレンジ応援助成(50万円上限)と既存活動の活性化のための定例活動活性化助成(30万円上限)を行う。 ・予定総額 345万円(目標 団体助成件数 20団体) 2 助成決定団体への相談・支援 助成団体の活動について情報発信(ありがとうシートやボラン・て等の周知)を行い、幅広く区民へ周知する。
(8) ボランティア活動推進事業	誰かの役に立ちたいという思いをもった人たちが出会い、知り合い、ボランティア・地域活動につながるようにコーディネートし、ボランティア活動を必要としている方の相談対応を行う。 あわせてNPO、ボランティア、地域団体等がお互いの活動内容を共有し、団体同士のつながりを深められるような機会をつくる。

事業名	事業内容
(8) ボランティア活動推進事業	1 コーディネート事業 (1) 地域とつながろう講座～チャレンジ！ボランティアの開催（年3回、延べ60人） 目標3-2 ○多様なテーマで講座等を開催する。ボランティア活動へのきっかけになることや、区民の学びの場となることを目指す。 ○すぎなみ地域大学と共催で、ボランティア活動についての講座等を開催する。 ○ウェルファーム杉並以外の会場での開催を検討する。 (2) 特技を活かしたボランティア（以下、特技さん）登録、コーディネート及び情報発信の強化 ○特技さんの情報を常に更新しながら、活動先となる福祉施設等へ特技さんを紹介する。 ○特技さん活動の周知を図る為、ホームページやSNS等へ情報を掲載する。 (3) 窓口、電話等によるボランティア活動相談対応及びコーディネート業務 目標4-1 ○相談者のニーズを受け止め、活動への適切なコーディネートを行う。 ○地域の社会資源を活用したボランティア活動を広める。 (4) ボラセン交流会の開催（年1回） 目標4-1 ○ボランティアセンターに関係する団体、ボランティア等が互いの情報を知り、つながることで活動をさらに発展させられるような場を提供する。 ○ボランティア・地域団体の課題把握に努め、適切な情報提供を行う。 2 人材養成・研修事業 目標3-2 地域の困りごとに気づき、自らが情報提供や相談機関等につなぐことができる人材を増やす。また未来を担う若い世代を対象に地域への関心を育ていけるような機会をつくる。 (1) 地域での人材養成及びフォローアップ ○傾聴ボランティア活動者に対して、スキルアップ講座を開催する。（年1回） ○福祉学習サポーター「うえる隊」との交流会の実施する。（年1回） (2) 夏のボランティア体験の開催（夏休み期間中の7～8月期） ○福祉について学び、地域とつながるよう幅広い世代を対象とした夏休み期間中のボランティア体験プログラムを提供する。 3 情報の収集と発信・提供 目標4-1 ホームページ、SNS等の情報発信ツールを効果的に活用し、NPO・ボランティア、地域活動団体をより多くの地域住民へ周知し興味・関心を高める。 また、団体が活動継続できるよう情報発信のサポートを行う。 (1) ボランティアセンター事業と連動した情報紙「ボラン・て」の編集、発行 ・毎月10日発行（月4,000部） ・特集企画やボランティア情報を掲載 (2) ボランティアセンターホームページの運営 ○情報発信ツールの活用について効果を検証し、運用方法の検討をする。 ○ボランティア、地域活動に関する情報を収集・発信する。 ○活動者によるボランティア、地域活動情報の発信をサポートする。 4 ボランティアセンターの運営 ○運営委員会の開催：年4回程度を開催する。 ○各種部会（広報・企画・調査部会）を開催する（随時）。 ○団体登録、情報通知登録を行う。 ○活動団体への支援：器材の貸出を行う。 ○ボランティア保険、行事保険の加入を受け付ける。 ○センター主催のボランティア活動 ・収集した使用済み切手の整理（毎月第3水曜日） ・センター情報紙ボラン・ての発送（毎月10日前後）
(9) 福祉教育推進事業	地域の困りごと等の福祉課題を取り上げ、ボランティア学習、福祉教育の推進を図る。 目標3-2 福祉用具貸出アンケートを分析し、求められる福祉教育を検討する。 1 高齢者模擬体験セット、体験用車いす等の貸出 2 学校等でのボランティア学習、福祉教育プログラムの企画への協力、講話依頼への対応 3 福祉教育プログラムへの障害当事者及び講師の紹介 4 福祉教育プログラム集や動画等の活用
(10) 災害ボランティアセンター事業	民間団体と連携しながら支援体制づくりに取り組むとともに、区民の災害に対する知識向上、災害時のボランティア協力を呼び掛け、いざという時のために準備と整備を行う。 1 災害支援アドバイザーからの助言・協力 ○災害支援アドバイザーの専門的な知識や経験を活用しながら、災害ボランティアセンター運

事業名	事業内容
(10)災害ボランティアセンター事業	営訓練の企画・実施、研修等の講師の協力を得て、充実を図っていく。 ○課題となっている災害ボランティアセンターの拠点（サテライト）の運営や災害発生時から復旧・復興時における災害ボランティアセンターの充実・強化策の策定、平時における備えやネットワークの充実を強化していく。 2 災害ボランティア講座の開催（年2回） 目標3-2 ○スタッフ養成講座を通し、災害ボランティアセンター運営協力者を育成する。 ○講座修了生等を対象としたスキルアップ講座を開催する。 3 災害ボランティアセンター運営訓練の実施 ○職員向け研修（訓練）を実施する。デジタルとアナログを併用した訓練を実施する。 ○区民参加型での運営訓練を実施する。地域団体や企業との連携を図る。（年1回） 4 災害ボランティアセンターの周知PR ○区内の防災イベント等へ参加する。 5 災害ボランティアセンターの充実に向けた取り組み ○社協内作業部会（災害対応委員会）での訓練内容検討、マニュアル改編を検討する。 ○被災者支援活動（コーディネート）を円滑に進めるため、区内関係団体等とのネットワークを強化する。 ○災害ボランティアネットワーク連絡会を開催する。ネットワークに必要な団体に声をかけ、平時から活動支援に関わる課題等を共有し、解決に向けて話し合う。 ○災害ボランティアセンター運営におけるデジタルツールとアナログ活用の整備を進める。 ○城西ブロック内社協（練馬・豊島・中野・板橋）との支援体制づくりを進める。 ○災害時の活動に必要な資機材を整備する。 ○災害支援に効果的な訓練に向けて検討する。
(11)地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業含む） 〔東京都社会福祉協議会〕	判断力が十分でない障害者や高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、契約に基づき支援する。本人の権利を護りながら福祉サービスを利用する際の手続きや、郵便物等書類の確認と対応、日常の金銭管理等を行い、地域で生活するための支援を行う。 また判断力は十分であっても外出に支障のある重度身体障害者にも対応する。 成年後見センターをはじめ、行政、ケア24、関係機関等と連携しながら権利侵害を防ぎ、適切な支援を行うと共に、潜在的ニーズにも応じることができるよう、権利擁護についての理解を深めていく。 1 適切な相談対応と契約締結 ○初回訪問で信頼関係を築き、処遇方針の見立てを行い支援の充実を図る。（契約前支援マネジメントの強化） ○専門員のスキル向上のため、関係制度への研修に参加、常に新たな情報を取り込む。 （目標 相談件数12,000件、契約件数 新規50件・年度末180件） 2 権利擁護の推進 目標1-2 ○講演会を開催するなど潜在的なニーズの発掘のための周知活動を行う。 ○他機関が開催する地域ケア会議、事例検討等へ参加し、権利擁護への理解を深める。 ○地域包括支援センターやすまいるなどの相談機関を中心に、利用に向けた周知活動を行う。 ○広報紙等広報媒体を活用し、権利擁護事業を周知する。 ○社協内の他部署や他機関と連携した周知活動を行う。 ○地域活動者等への事業周知等を行い、新たな支援員の担い手を発掘する。 目標3-2 3 関係機関との連携強化による契約者支援 ○行政、ケア24、すまいる、ケアマネジャー、相談支援事業所、成年後見センター等との連携を強化する。 4 生活支援員の資質向上 ○生活支援員向け研修を実施する。（ブロック合同・単独開催、各1回） ○生活支援員と専門員との業務分担を見直し連携を強化する。
(12)あんしん未来支援事業	杉並社協の独自事業として、区内に暮らしている判断力の十分な高齢者や障害者等で、支援可能な親族がいない方を対象とする。確かな判断能力のあるときに緊急時の支援方法を決めて定期的な見守りを行うことで安心して暮らせるよう支援する。 頼れる身寄りがいない高齢者等に対する事業が第2種社会福祉事業に位置づけられることを踏まえ、現行制度を検証する。

事業名	事業内容
(12) あんしん未来支援事業	1 適切な相談対応と契約者支援 ○相談スキルの向上を図る研修等を開催する ○日常の見守り及び必要時の適切な対応を行う。 ○支援体制を整備する。(目標 相談件数400件)。 2 あんしん未来支援事業審査会の開催 利用希望者の契約審議や契約者課題について専門家の意見を聞き支援の方向性を確認する。(年3回開催) 3 関係機関との連携強化 ケア24や民生委員・児童委員、医療機関等関係機関との連携を進め、必要な支援に迅速に対応できるよう、支援調整会議の参加等を通じた連携を強化する。 4 高齢者等が安心して暮らしていくための支援の検討 身寄りのない高齢者等が抱える「入院・入所時の身元保証」「葬儀・納骨・家財整理等の死後事務」「日常生活の金銭管理」といった不安を解消するため、現行事業を踏まえ、杉並区とともに検討を行い、包括的なサポート体制の構築を目指す。
(13) ささえあいサービス事業	日常生活を送る上で手助けの必要な人(利用会員)が安心して自立した生活を地域で送れるよう、家事や介護を援助する地域に貢献したい思いのある(協力会員)をつなぐ地域住民同士のささえあい活動を推進する。 (目標 家事援助:3,600件、介護援助200回、ちょこっとお助け:100件) 1 相談援助及び他機関との連携 目標3-1 ○利用相談を通じ、ニーズを把握し柔軟にサービスにつなげる。また、ささえあいサービスで対応できない場合は必要に応じて他機関と連携して支援を行う。 (新規相談件数目標300件) 2 協力会員の確保 目標3-2 ○協力会員募集案内を区報、区掲示板、関係各所、店舗など様々な場へ掲示、周知を図る。 ○登録説明会を年5回実施する。それ以外にも随時、登録希望者に合わせた個別の登録希望に対応する。(目標:年度末協力会員250人) 3 協力会員活動に必要な知識の習得、スキル向上 目標2-1 ○協力会員活動の一助となるよう、フォローアップ研修を実施する(年3回)。 ○協力会員交流会を年1回実施、協力会員同士の交流や地域活動者の情報交換の場を設定し活動の活性化を図る。 4 情報提供とPR 目標2-1 ○情報紙「ささえあい」を協力会員、利用会員向けに発行する(第1四半期に1回)。 - そのほか必要な時に情報が届くよう、研修情報、活動募集情報を発行する。 ○サービスを必要とする人に紹介してもらうため、関係機関向けにも情報を発信する(年2回)。 事業周知と住民同士のささえあい活動を推進する。 5 生活支援の充実、推進 目標4-1 ○ちょこっとお助けサービス(単発利用)を実施することで、利用しやすく、活動しやすい柔軟な対応を取り入れることにより、多くのささえあい活動を展開し、地域を活性化する。 ○サービスの利用を通じた地域とのつながりづくりを促進する。
(14) ファミリー・サポート・センター事業 〔杉並区〕	区民の子育てを応援するために、子育ての手助けをしてほしい人(利用会員)と手助けができる人(協力会員)がそれぞれ登録して、地域住民同士で子育てを支え合う相互援助活動を行う。 (目標:総活動件数3,600件) 1 相談援助及び利用会員の登録 目標2-1 ○利用相談に対してニーズを把握し、場合によっては情報提供を行う。 ○地域での子育て支援のため、利用会員、協力会員双方のニーズを考慮したマッチングを行う。 (目標 利用会員登録数 750人) 2 協力会員の確保及び事業周知 目標2-1 ○利用会員からのニーズに柔軟に対応できるように、協力会員を募集する。 ○社協での周知PRに加え、杉並区の公式LINE、Xを活用することで幅広い層に働きかける。 (目標 協力会員登録数:250人) 3 協力会員活動に必要な知識の修得、スキルの向上 目標3-2 ○活動前には必須研修を実施する。(登録時研修、ステップアップ講習会、幼児安全法) ○活動後には、5年ごとに受講必須研修(AED操法、虐待研修)を実施する。

事業名	事業内容
(14) ファミリー・サポート・センター事業 [杉並区]	○子育て支援の知識を得て、活動に活かせるようフォローアップ研修を実施する。 ○交流会を実施することで協力会員同士の交流や情報交換の機会とし、活動への意識や意欲を高める。 4 情報提供とPR ○会員向けに通信を発行することで事業内容や育児に係る情報を得る機会とする。 ○地域イベントへの参加を通じて子育てのニーズを受け止め事業周知に取り組む。 ○周知PRを社協内横断的に依頼し、広く区民ニーズに応じていく。 5 ICT化の推進 ○現行システムの再構築を行うことで、事業運営の効率化、情報把握の迅速化や、会員（利用・協力）の利便性の向上を図る。
(15) 高齢者等入居支援事業 [杉並区居住支援協議会]	区内の民間賃貸住宅に住む65歳以上の単身の方、身体障害者、精神障害者、愛の手帳の交付を受けている単身の方を対象に預託金を預かり、本人死亡時に「残存家財等の撤去」、「葬儀の実施」を行う。（目標：受付25件、実施各4件）
(16) 福祉相談	全職員が地域に出向く機会を活かし、地域での福祉課題を丁寧に把握するよう努める。 また、地域で暮らし続ける力を支えるため、どこに相談したらいいかわからない方や孤立しがちな方の声を受け止め、必要な支援につなぐ。 生活上の不安や困りごとを幅広く受け止める。福祉なんでも相談窓口としての相談機能を充実させる。 ○出張福祉なんでも相談会を（定期開催・イベントでの開催）行い、住民との接点を広げ、地域で生じる相談を早期に把握していく。 目標3-1 ○住民アンケートを行い、地域課題の抽出をし対応策の整理と調整を行う。 目標1-2 ○社協内や専門機関との支援につながる体制の強化を図る。 目標3-3
(17) ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業 [東京都社会福祉協議会]	1 訓練促進資金 区が実施する高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を行うことにより、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。 ・貸付額：入学準備金50万円以内、就職準備金20万円以内 2 住宅支援資金 区が実施する母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組む児童扶養手当受給者等を対象に、住居の借り上げに必要な資金の貸付を行うことにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。 ・貸付額：月額7万円以内、上限12か月
(18) 生活福祉資金貸付事業 [東京都社会福祉協議会]	低所得世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、世帯の生活の安定と経済的自立を図る。 また、償還が困難な借受人に対し、償還猶予または少額返済の申請受付をフォローするとともに、償還猶予中の方の生活状況の把握、及び生活再建に向けた相談支援を行う。 目標1-2 1 生活福祉資金貸付 (1) 資金貸付制度の周知 ○広報紙「すぎなみ社協だより」や杉並社協ホームページ等社内の広報媒体を活用し、事業周知を行う。 ○民生委員や関係機関への制度周知を図ることを通じ、支援を必要とする方への情報提供を行う。 (2) 低所得者等への支援 ○世帯の自立及び償還が見込まれる世帯に対し、以下の資金貸付と必要な相談支援を行うことで、安定した生活を送れるよう支援する。 ア 福祉資金の貸付 イ 教育支援資金の貸付 ウ 緊急小口資金の貸付 エ 総合支援資金の貸付 オ 不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付 カ 臨時特例つなぎ資金の貸付

事業名	事業内容
(18) 生活福祉資金貸付事業 [東京都社会福祉協議会]	○生活困窮者自立相談支援機関（くらしのサポートステーション）等関係機関との連携により、生活が困窮している世帯について実態を把握し、必要に応じて救済措置等の適切な支援を行う。 ○福祉資金、教育支援資金においては、民生委員の協力を得ながら資金貸付、世帯支援を行う。 (3) 償還業務の適切な遂行と滞納者への対応 ○東京都社会福祉協議会から発行される償還通知等を送付するとともに、借受人等の償還が適切に進むよう支援する。 ○滞納者世帯の生活状況等の把握に努め、必要に応じて救済制度及び他制度利用へのアプローチを行う。 2 新型コロナウイルスに係る特例貸付 (1) 償還相談対応 ○償還に対する問い合わせに対し、適切な償還につながる支援のほか、償還免除や猶予等の必要な手続きが行えるよう支援も行う。 (2) 償還困難者へのフォローアップ支援 ○償還猶予に係る相談の受付を行う。 ○償還猶予中の生活状況の把握、見守り支援を行う。 ○滞納状況に応じ架電し、窓口相談につなげ、生活再建に向けた相談支援と生活困窮者自立相談支援機関に繋ぐ等の支援を行う。
(19) 応急援護事業	生活困窮者に対し、区役所と福祉事務所を窓口として、応急的、一時的な援護を行うことにより自立更生を助長し、生活の安定と生活意欲の増進を図る。 （貸付窓口：杉並福祉事務所 保健福祉部管理課）
(20) 生活支援体制整備事業 [杉並区]	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援・介護予防に関わる多様な主体の協働体制を構築する。地域の支え合い活動の把握や課題整理を行い、関係機関・地域団体・住民との連携を促進することで、地域における生活支援の担い手の確保と活動の充実を図る。また、協議体（ささえあいの地域づくりのために、地域住民が集まり、地域で暮らし続けるための仕組みを考える会議体）の運営を通じて、地域課題の共有と解決に向けた取組を推進し、地域包括ケアシステムの基盤整備を行う。 1 第2層協議体・第2層生活支援コーディネーター支援 目標1-2 ・第2層協議体や地域活動団体に向け、活動支援勉強会の開催（年1回） ・第2層生活支援コーディネーター向け、交流や勉強会の実施（年1回） ・他圏域の第2層協議体の見学会の実施 ・第2層協議体に参加し、状況把握と運営課題への支援 2 第1層協議体の運営 ・第1層協議体連絡会の開催（年4回） ・第1層協議体部会の開催（年4回） - 移動を考える会（年2回）：課題共有、情報交換（年2回） 3 基盤整備及び普及啓発事業 ・担い手発掘の講座の実施 - 日常生活圏域を意識し、第2層協議体との連携による連続講座を実施する。 ・付き添い・生活支援を考える会の開催（年2回） - 生活支援サービスの充実と多職種、多世代につながる機会への取組を行う。 ・ささえあいシンポジウムの開催（年1回） ※第1層協議体は市区町村単位で全体方針を検討し、第2層協議体は圏域ごとに具体的な支援体制を話し合う場
(21) 子ども支援活動助成事業	子どもを支援する活動に対して助成することで、子どもが地域で健やかに育つ環境づくりを支援する。また本事業に賛同する企業などからの寄附を積極的に募ることで、人と資源が循環する地域共生社会づくりの一端を担っていく。 ○子ども支援活動費助成事業 ・予定総額 300万円（上限10万円）
(22) 地域支え合いの仕組みづくり事業 [杉並区]	地域住民の複雑化、複合化する支援ニーズに対応するため、重層的かつ包括的な支援体制の構築を図る。生活や地域で生じる困りごとや課題を受け止め、社会参加につながる支援を行うとともに、地域住民が主体的に課題解決に取り組める仕組みづくりを行う。 ※地域福祉コーディネーター 西荻窪地域・荻窪地域・高円寺地域に配置 令和8年度から阿佐谷地域に配置

事業名	事業内容
(22) 地域支援の仕組みづくり事業 〔杉並区〕	1 相談支援 目標1-1, 2 生活や地域で生じる困りごととの早期の把握と予防的なアプローチにより、必要な支援につなげる。 (1) 出張相談会の実施 ・西荻地域区民センター（月1回）・セッション杉並（月1回） ・まちなかコミュニティ西荻みなみ（毎週1回）・コミュニティふらっと東原（不定期） (2) 交流を通じた相談の場づくり ・ほっとする保健室（月1回） 於：コミュニティスペースかがやき亭 ・ウェルカムデー（月1回） 於：シャレール荻窪集会室 ・アート展（年2回） 於：ゆうゆう高円寺東館 (3) 地域で生じる相談の把握 ・地域区民センターまつり、コミュニティふらっとまつりなどへの出展 ・地域のイベントへの参加 (4) 関係各所へのヒアリングや活動の場に出向く ・町会、子どもに関する機関、障害関係事業所へのヒアリングの実施 ・きずなサロン、子ども食堂、第2層協議体、地域活動団体に出向く 2 参加支援 目標1-1, 2 相談支援により社会資源の把握と地域アセスメントを行い、個別相談を地域での社会参加や活動の参加につなげていく。 3 地域づくり 目標3-3, 4-2 地域共生社会の推進に向け、多世代・多職種がともに関わり合う場や関係づくりを行う。 (1) 地域生活課題の協議と実施 ・居場所を考える会の実施 障害や世代を超えて心地いい居場所の検討 於：西荻地域 ・ごちゃまぜ会の実施 分野や立場を超えてつながる地域づくりの検討 於：高円寺地域 ・シャレール荻窪の近隣の町会や関係機関を巻き込んだ地域づくり 於：荻窪地域 (2) 関係機関、地域団体との連携 個別課題や地域の関心ごとを把握し、地域ごとの特性に応じて、関係機関や住民とともに検討し、支援体制の形成に向け取り組んでいく。 4 令和8年度から設置となる阿佐谷地域の把握と地域アセスメント ・関係機関（ケア24・すまいる・子どもに関する機関など）や町会へのヒアリング ・地域活動団体の把握
(23) 食を通じた見守り支援事業 〔杉並区〕	区所管課の子ども家庭支援センターや関係機関との連携のもと、「見守りコーディネーター」が支援を必要とする児童がいる家庭を定期的に訪問し、子どもの安全の確認及び家庭状況の把握を行い、食材の配送を通じた子育て世帯の生活の安定を図る。また、子育て世帯を地域につなげる支援を行う。 ○児童の安全確認と家庭状況の把握をする。 ○子育て世帯に、社会資源情報を提供し、地域との接点が広がる働きかけを行う。
(24) 歳末たすけあい運動	住民相互のたすけあいを基調として、住民自らが参加する福祉コミュニティを実現に向けた多様な活動を財政面から支援するため、募金運動を推進する。 1 歳末たすけあい運動の実施 目標3-2 地域住民が主体となって行う福祉活動や福祉施設が地域と協働で取り組む事業を財政面から支援するため12月1日から12月31日の間、募金活動を実施する。 ・目標額：8,000,000円 区内小中学生に募金の目的や仕組みを伝え、福祉に対しての学びを深めた上で実施する。また募金の配分を受けた団体に対して募金の現状を投げかけ募金活動への協力を得ていく。 2 東京都共同募金会杉並地区協力会の事務局運営 赤い羽根共同募金（10月1日から12月31日まで）募金活動を実施する。 ・目標額：5,500,000円 ○東京都共同募金会杉並地区協力会理事会を開催する。 ○東京都共同募金会杉並地区配分推せん委員会を開催する。

事業名	事業内容
(25) 杉並区受験生チャレンジ支援貸付事業	低所得世帯の子どもの高校進学を支援するため、「東京都受験生チャレンジ支援貸付事業」の補完事業として、中学3年生を対象に学習塾等の受講費用の貸付を行う。 ・貸付限度額 1名につき10万円 ・貸付予定件数 100件
(26) その他の事業	1 食糧等応援パックの配布 公的機関が閉所する年末年始に、生活に不安や課題を抱えながらも、サポートが届きづらく孤立しがちな方を対象として、食品や生理用品等の支援を行い、食べるものや生活に困らない環境を整えるとともに、関係機関や周囲の支援者をつなげるきっかけをつくる。 2 クリスマスプレゼントの配布 子どもたちにクリスマスプレゼントを届け、親子のつながりやを季節行事を楽しむ心のゆとりを支援する。

2 公益事業

事業名	事業内容
1 介護保険事業 (1) 地域包括支援センター(ケア24)及び介護予防支援事業 ・南荻窪 ・梅里 ・永福 〔 杉並区 〕	介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行う。地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する。 1 総合相談支援と実態把握（安心おたっしや訪問を含む） (1) 地域包括支援ネットワークの構築 目標2-1 ○既存の地域のネットワークを活用するため、また新たなネットワークの構築や社会資源の整備を目指して積極的に地域に出向く。 ○地域の多様な団体と協働してイベントや講座などを企画し開催する。 (2) 総合相談支援 目標1-2 専門性を活かし、高齢者に関するさまざまな相談を受けとめ、対応すべき課題や優先順位を検討し解決に向けた支援を行う。さらに、相談を待つだけではなく、地域に出向いて実態を把握し、適切な支援機関につなぐ（目標 相談件数25,600件/3所計）。 (3) 家族等介護者への支援 目標1-2 地域のニーズや特性に応じた介護者支援（家族介護教室の開催など）を行う。 (4) 権利擁護 目標1-2 高齢者に対する詐欺や悪徳商法などの消費者被害に対応するほか、高齢者虐待の早期発見や防止に努める対応をする。 (5) ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への見守り 高齢者へのゆるやかな見守りや声かけ等に協力できる住民に対して、意見交換会や学習会等の地域連絡会を開催する。 2 包括的・継続的ケアマネジメント（支援困難事例対応とケアマネジャーへの支援） 介護支援専門員同士の連絡会、ネットワーク作り、事例検討会、研修会などを企画し実施する。 3 地域ケア会議 目標1-1 高齢者の個別の課題や地域に共通した課題の解決に有効な機会となるよう、手引きに沿って地域ケア会議を開催する。 4 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 介護予防サービスを利用する要支援認定者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として計画書を作成する。 5 在宅医療・介護連携 目標1-2 医療・介護の関係者が集まり、在宅医療・介護連携の推進に係るさまざまな課題を検討する会議を開催する。 6 認知症高齢者支援 目標1-1 ○認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていくための地域の土壌づくりとして、「認知症サポーター養成講座」や「ステップアップ講座」などの取り組みを継続する。 ○チームオレンジの立ち上げや運営支援、関係機関等との連携・調整を行う。 7 生活支援体制整備 目標1-1 地域包括ケア推進員が中心となり区内のネットワークを生かして、住民主体のサービスを活発化し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを地域住民とともに進める。
2 要介護認定調査事業 （指定市町村事務受託法人） 〔 杉並区 〕	介護保険の新規申請、更新申請、区分変更申請の認定調査を区内3か所の調査事務所から在宅・施設・病院へ訪問し調査を行う。 1 区内調査3事務所の経営（年間合計 約9,600件） ・南荻窪事務所 276件／月 年間計 3,312件 ・永福事務所 284件／月 年間計 3,408件 ・天沼事務所 240件／月 年間計 2,880件 2 区外調査の実施（年間合計 約1,200件） ・区外担当事務所 100件／月 3 調査員の資質向上 ・内部研修 1回、現任研修 1回 4 認定調査員の適正配置 ・計画的な認定調査員の募集及び採用
3 訪問育児サポーター事業 〔 杉並区 〕	1歳未満の乳児のいる家庭に、子育て経験があり専門の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、地域で安心して子育てができるよう手助けを行う。 見守りなどさらなる支援が必要と判断した家庭には、関係機関と連携を図り、虐待未然防止等

事業名	事業内容																																
3 訪問育児サポーター事業 〔杉並区〕	の役割を果たす。 1 相談援助及び訪問活動 ○相談依頼に対して社協職員であるコーディネーターが必要な援助内容等を確認のうえで、サポーターによる訪問活動に繋げる。サポーター訪問は3回まで可能であり、多胎児は6回まで対応が可能である。 （目標：コーディネーター訪問60回、サポーター訪問回数100回） 2 訪問育児サポーターに必要な知識の修得、スキルの向上 目標3-2 ○育児の知識や保護者の不安や悩みに寄り添えるよう、年1回スキルアップ研修を実施する。 ○所管課を含めての交流会を実施することでサポーター活動に必要な情報共有を図り、連携を深める。 3 情報提供とPR ○関係機関にチラシを送付し、配架を依頼する。 ○育児相談会、離乳食講習会、プラザに訪問して直接お声かけすることで、直接事業PRを行う。 4 訪問育児連絡会の開催 定例的（年4回程度）に支援の状況を関係機関と確認する。																																
4 私立保育所施設整備資金貸付事業	保育所施設及び諸整備の充実を図り、円滑な運営を確保し児童福祉の向上に寄与するため、私立保育所の施設整備のための資金を無利子で貸付ける。																																
5 生活困窮者等自立支援事業 （くらしのサポートステーション～生活自立支援窓口） 〔杉並区〕	経済的困窮やそのリスクのある方、また社会的孤立等生きづらさを抱えた方々の困りごとに対し、「断らない相談」を実施する。伴走型の支援を展開しながら、生活の安定や地域社会とのつながりを目指すなど、その人らしいそれぞれの自立に向けた支援を行う。 1 自立相談支援事業 経済的困窮や生きづらさを抱えた方等の相談に応じ、アセスメントを適切に実施、一人ひとりの状態にあったプランを作成し、必要な支援につなぐ。 ○相談者を包括的・継続的に伴走型支援ができるよう、各関係機関との連携のもと支援体制を強化する。 ○SOSを出さない、または出せない潜在的なケースにも応じられるよう、事業周知の機会の確保や出張相談会などアウトリーチを積極的に行う。 ○出張相談会では、法テラス等の外部団体と連携し、生活相談だけでなく専門相談も受けられる機会を創出する。 <table><tr><td>・目標</td><td>新規相談件数</td><td>2,000件</td><td></td></tr><tr><td></td><td>延べ相談件数</td><td>10,000件</td><td></td></tr><tr><td></td><td>プラン作成件数</td><td>500件</td><td></td></tr><tr><td></td><td>アウトリーチ件数</td><td>60件</td><td>目標1-2 目標3-1</td></tr></table> 2 家計改善支援事業 家計に課題を抱える生活困窮者またそのリスクのある方々に、家計に関するアセスメントを実施し、安定した生活が送れるよう支援する。 ○相談者本人による家計簿作成を通じて家計を「見える化」し、家計再生の計画・家計管理の意欲を引き出す。 ○資金貸付や債務整理、福祉や医療等必要な機関とも連携しながら、家計の改善を目指した相談を通じて、個々に応じた自立につながるよう支援を行う。 <table><tr><td>・目標</td><td>新規相談件数</td><td>200件</td><td></td></tr><tr><td></td><td>プラン作成件数</td><td>200件</td><td></td></tr></table> 3 住居確保給付金 （1）家賃補助 離職または自己の都合によらない減収により住宅を失ったまたはそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等の要件を満たす方に対して、期間の定めのない雇用を目指した求職活動を行うことを要件に有期で家賃相当額を支給する。 ○住居確保給付金に関する相談、受付業務を行う。 ○月に4回以上の面談を行い、就労に対する動機付けやモチベーション喚起等求職活動の支援を行う。 <table><tr><td>・目標</td><td>申請前相談件数</td><td>1,000件</td><td></td></tr><tr><td></td><td>申請件数（延長、再延長等全て）</td><td></td><td>30件</td></tr></table>	・目標	新規相談件数	2,000件			延べ相談件数	10,000件			プラン作成件数	500件			アウトリーチ件数	60件	目標1-2 目標3-1	・目標	新規相談件数	200件			プラン作成件数	200件		・目標	申請前相談件数	1,000件			申請件数（延長、再延長等全て）		30件
・目標	新規相談件数	2,000件																															
	延べ相談件数	10,000件																															
	プラン作成件数	500件																															
	アウトリーチ件数	60件	目標1-2 目標3-1																														
・目標	新規相談件数	200件																															
	プラン作成件数	200件																															
・目標	申請前相談件数	1,000件																															
	申請件数（延長、再延長等全て）		30件																														

事業名	事業内容
5 生活困窮者等 自立支援事業 [杉並区]	(2) 転居費用補助 本人もしくは同一の世帯に属するものの離職、休業等により世帯収入が著しく減少し住宅を失ったまたはそのおそれが高い者であって、収入等の要件を満たす方に対して、家計の改善に向けた活動を支援するために転居費用相当額を支給する。 ○住居確保給付金転居費用補助に関する相談、受付業務を行う。 ○相談者自身が正確に家計状況を把握し、また改善に向けた計画作成ができるよう支援する。 ・目標 申請前相談件数 200件 申請件数 4 支援調整会議の運営 相談者の抱える困りごとや地域の課題等を踏まえ、支援機関、地域の活動団体等参加者を調整し支援の検討を行う。 ○他機関とケースを共有し検討することでプランの適切性を担保する。 ○関係機関との連携体制や社会資源の活用及び検討を行う。 ・目標 就労一般部会 12回 その他の部会 12回 目標3-2 5 関係機関とのネットワークづくり 支援を必要とする潜在的な相談者が相談窓口につながりやすく、また必要な支援が受けられるようアプローチを行う。 ○就労や福祉、医療等の関係機関、納税課や国保年金課等の区の窓口へケースを通じてくらしのサポートステーションの事業について正しい理解を啓発し、相談者への自立支援のための連携を図られるようネットワークづくりを行う。 ○企業や地域団体等への働きかけを行い、中間的就労や社会参加、ボランティア活動等地域に住む誰もが、その人らしく活躍できる機会を、地域と協働しながら構築していく。 目標4-1 6 周知、普及啓発 くらサポの機能、役割の理解に加え、実際の支援イメージが本人及びその周囲に伝わるよう周知を行う。 ・リーフレット、ポスターの作成・配布 ・くらサポ通信の発行 3回、3,000部 ・関係機関等への事業説明会の実施 6回 ・普及啓発や包括的支援のためのネットワーク作りを目的とした講演会の実施 1回 ・HP、SNSを活用した制度周知 12回 目標1-2 7 その他の支援 ○食料、生理用品等：杉並区社会福祉協議会を通じて、区民に向けて食料や物品等の寄附を募る。 ○食料支援：委託内容に含まれないため、社会福祉協議会として地域に暮らす生活困窮者に対し、自立につながるための支援として食糧支援を行う。 ○生理用品の配布：生理用品の購入が困難な方を対象に生理用品の配布を行う。 (食糧支援と同様の取扱い) ○中間的就労等ボランティア活動体験：就労準備段階にある相談者に対し社会参加の機会を促進するため、杉並ボランティアセンターや企業等と連携し活動につなぐ。 目標4-1

3 収益事業

事業名	事業内容
1 自動販売機設置事業	○自動販売機の設置場所を提供する区民や企業を募集し、その収益を福祉事業に活用することで、社会貢献活動への参加を促進する。 (目標 新規 5 箇所)